

電子政府構築計画（仮称）の策定に向けて

2003年（平成15年）3月31日

各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定

第1 基本的考え方

電子政府の構築は、行政分野へのITの活用とこれに併せた業務プロセスや制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的とするものである。

これは言い換えれば、「利用者本位で、透明性が高く、効率的で、安全な行政サービスの提供」と「行政内部の業務・システムの最適化（効率化・合理化）」を図ることにほかならない。

こうした目的の達成をより確実なものとするため、今後の電子政府の構築に当たっては、以下の原則と目標に基づき取り組んでいくものとする。

電子政府構築の原則

国民にとって使いやすく分かりやすい、高度な行政サービスの提供
行政機関ごとの縦割りサービスを排除し、国民が利用したい時間・場所において簡単に行政サービスが受けられる機会を確保する。

政策に関する透明性の確保、説明義務の履行及び国民参加の拡大
電子政府の総合窓口（以下「^{イ-ガブ}e-Gov」という。）などを通じ、政策に関する多様な情報提供を徹底するとともに、政策立案過程における国民の意見提起の機会を最大限確保する。

ユニバーサル・デザインの確保
高齢者、障害者の使いやすさにも十分に配慮されたシステム（音声ガイド機能に配慮したコンテンツの整備等）の導入に努める。

業務効率の徹底的追求
業務プロセスや制度、システムの抜本的な見直しを行い、業務効率の向

上を徹底的に追求する。

民間活力の活用

情報通信技術の専門性と変化の早さにかんがみ、業務・システムの最適化に当たり、民間の専門家の活用や民間へのアウトソーシングに努める。

セキュリティの確保と個人情報保護

情報システムについて、常に最高水準の安全性、信頼性を確保するとともに、ＩＴ社会の基盤である個人情報保護法制の早急な整備と厳格な運用を図る。

国の行政機関以外の機関との連携及び国際連携の確保

独立行政法人、地方公共団体、国会、裁判所等国の行政機関以外の機関（以下「関係機関」という。）との連携協力により、国民の利便性・サービスの向上等を総合的・一体的に推進する。また、諸外国とも十分な連携を図りつつ、システム構築等にあたる。

活力ある社会形成への配慮

電子政府を推進することによって、電子商取引をはじめとする国民生活や企業活動におけるＩＴ利用促進の触媒的機能を十分に果たす。

目標

上記の原則に基づく電子政府構築を着実に推進することにより、以下の目標の実現を目指す。

利用者本位の行政サービスの提供

国民が行政組織等を意識せず、マルチアクセス環境の下、365 日 24 時間ノンストップで必要な情報に容易にアクセスし、行政手続等についてワンストップで適切な行政サービスを受けることを可能にする。

予算効率の高い簡素な政府の実現

業務プロセスの重複等の徹底した排除、各府省共通業務・類似業務にお

ける共通システムの利用や業務・システムの一元化・集中化、定型的業務等のアウトソーシング（外部委託）の推進等業務・システムの最適化により費用対効果を高め、予算効率の高い簡素な政府を実現する。

計画の期間、構成等

1 対象機関

全府省を対象とし、関係機関についても連携した取組を要請する。

2 計画期間

2003 年度（平成 15 年度）から 2005 年度（平成 17 年度）末までの 3 か年計画とする。

3 計画の構成、取りまとめ

計画は電子政府構築基本計画（仮称）と各府省電子政府構築計画（仮称）から構成する。

各府省はそれぞれ、各府省の電子政府構築計画案を策定することとし、各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議（以下「CIO 連絡会議」という。）において、基本計画と府省計画の整合性の確保等必要な調整を図りつつ、電子政府構築計画を 6 月末を目途に取りまとめる。

（１）電子政府構築基本計画（仮称）

第 2 の施策の基本方針に沿って、次期電子政府構築の全体方針を明示するとともに、各府省が共同・分担して取り組む事項について、その内容、役割分担、実施時期を明記した実施計画として策定する。

（２）各府省電子政府構築計画（仮称）

第 2 の施策の基本方針に沿って、各府省において、具体的に実施する取組内容、実施時期を明記した実施計画として策定する。

策定に当たっては、国民等利用者に容易に理解できるよう、期限、数値目標等を盛り込んだ分かりやすく具体的な記載とする。

なお、「e-Japan 重点計画-2002」など既往の政府決定に基づき実施することとしている行政情報化関連の施策についても盛り込む。

4 計画の評価と見直し

毎年度、計画の進ちょく状況を把握、分析、評価し、その結果を踏まえ、計画を見直す。

第2 施策の基本方針

国民の利便性・サービスの向上

政府は、ITを活用した国民の利便性・サービスの向上を図る観点から、各種行政分野に係る情報のインターネットによる提供、申請・届出等手続のオンライン化を積極的に進めてきたところである。しかしながら、これまでの取組は、各府省間の連携が必ずしも十分でなかったこともあり、国民等利用者からみて、利便性の面で改善の余地がある。

我が国が2005年（平成17年）までに世界最先端のIT国家となるためには、利用者の視点を徹底し、従来の各府省ごとの行政情報の提供、すべての手続のオンライン化という「量」の追求から、行政情報へのアクセスやオンラインによる手続を、便利で分かりやすいものとするという「質」の向上への転換を図ることが必要である。

これらの状況を踏まえ、以下の取組を推進する。

1 オンライン利用の促進

（1）アクション・プランの着実な実施

各府省は、「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、2003年度（平成15年度）までに手続のオンライン化を着実に実施する。

（2）手続の簡素化・合理化の徹底

各府省は、申請・届出等手続について、以下に掲げる「手続の簡素化・合理化の取組事項」に基づき、2003年度（平成15年度）から2005年度（平成17年度）末までを期間として、該当する手続、年度ごとの措置内容を定め、計画的に手続の簡素化・合理化を徹底する。

[手続の簡素化・合理化の取組事項]

必要性の乏しい手続の原則廃止

直近3か年の申請・届出等件数が0件の手続、社会経済環境の変化等により必要性が失われたと判断される手続について、以下の要件に該当するものを除き、原則として廃止する。廃止できない手続については、その理由を公表する。

- ） 手続の性質上、件数が僅少な手続（特殊法人の設立許可、解散手続等）
- ） 臨時的・例外的な事象を対象とする手続（事故報告等）
- ） 国際協定等に基づき、義務として設けられた手続

申請・届出等の頻度軽減

年 2 回以上の申請・届出等を義務付けている手続については、その頻度の半減を目標に軽減を図る。頻度の軽減が困難な手続は、その理由を公表する。

添付書類の省略、廃止

添付書類について、（ ）法令に義務付けがない添付書類は廃止するとともに、（ ）企業の財務諸表、会社概要等でインターネット等により公表されているなど容易に入手が可能な資料を活用することにより十分に目的が達せられる場合には、当該添付書類は省略可能とする。なお、既往の閣議決定等に基づき、添付書類の省略、廃止を実施することとしているものについては、その着実な実施を図る。

処理期間の短縮

受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理について、審査支援データベースの整備・活用等による電子化、決裁ルートの簡素化等業務プロセスの見直しなどにより処理期間の短縮を図る。

変更手続の簡素化

変更手続について、変更事項のみを入力することで手続が完了する方式等を採用し、手続を簡素化する。また、新規及び変更に係る様式を統合し、既存のデータを活用できるよう様式を見直す。

その他

上記のほか、簡素化・合理化につながる事項を積極的に推進する。

（３）オンライン利用の向上方策

国の行政機関が扱う申請・届出等手続については、2003 年度（平成 15 年度）末までにオンライン化の環境が整備されることとなる。今後は、この整

備された環境を活用し、オンライン利用の向上を図っていくことが重要である。

オンライン利用については、我が国のインターネット普及率と同程度となるよう目指すものとするが、オンラインの利用は国民等利用者の選択によることから、その改善要望を踏まえつつ、利用者がそのメリットを実感できるようにする必要がある。

このため、各府省は、2005 年度（平成 17 年度）末までに以下の取組を実施する。

申請・届出等の件数が多い手続や反復継続して行われる手続を中心に、（ ）企業内部のシステムで作成しているデータを活用して手続が行えるよう、電子申請システムの仕様を公開するとともに、（ ）複数の手続を一括して提出できるよう電子申請システムの改善を行うなど、利用者が使いやすいシステム整備を進める。なお、各府省に共通する事項については、整合性・統一性を確保するため、必要に応じ、「申請・届出等手続のオンライン化に関わる汎用受付等システムの基本的な仕様」（2001 年（平成 13 年）8 月 6 日行政情報化推進各省庁連絡会議幹事会了承）の見直しを行う。

オンラインによる手続については、利用者が時間的なメリットを享受できるよう、原則として 365 日 24 時間受け付けるものとする。また、受付から審査、結果通知等までの一連の事務処理を電子化し、処理期間の短縮を図る。

オンラインの利用について手数料を低減化している事例もあり、業務・システムの効率化により行政経費の低減を図り、オンライン利用について実費を適切に反映した手数料を設定する。

添付書類の提出についても、できる限りオンライン化することとし、行政機関が発行する証明書等については、電子化の徹底を図る。

また、民間が発行する証明書等については、2003 年度（平成 15 年度）早期にその実態を把握するとともに、所管府省は、電子化を可能とするための制度の見直しを行い、電子化を推進する。

さらに、電子的に発行することが困難な証明書等については、スキャナー等の活用を含めて引き続き検討を進め、2003 年度（平成 15 年度）末まで

に取組方針を取りまとめる。

e-Gov 及び各府省のホームページ並びに広報誌等各種媒体を活用し、オンラインで行える手続、その利用方法、メリットなどを周知するとともに、利用説明会や講習会の開催、申請窓口、関係団体を通じたオンライン利用の普及・啓発を行う。

2 ワンストップサービスの拡大

(1) 共管手続の窓口一元化

複数の府省に同一の申請書類を提出する必要がある共管手続（共管公益法人に係る手続を含む。）については、2003 年度（平成 15 年度）末までに、次に掲げる考え方に基づき、原則として共管府省のうち手続の窓口となる 1 府省を特定し、窓口の一元化を図る。

法令上、固有の府省名が明記され、かつ、当該府省に提出することが必須となる手続は、当該府省を窓口とする。

許認可等に係る台帳の正本を保管する等実態的に取りまとめ事務を行っている府省がある手続は、当該府省を窓口とする。

(2) 総合的なワンストップサービスの推進

e-Gov を活用し、国の行政機関はもとより関係機関の電子申請システムとも連携し、申請・届出等手続の案内情報の入手から実際の手続までをインターネットにより一元的に行うことができる総合的なワンストップサービスの仕組みを 2005 年度（平成 17 年度）末までに整備するため、以下の取組を実施する。

総務省は、2003 年度（平成 15 年度）から、e-Gov に、国民等利用者が目的とする個々の手続へ直接アクセスできる機能を整備する。これに対応し、各府省は、電子申請システムの必要な改善を行う。

総務省及び各府省は、e-Gov と各府省の電子申請システムとを連携させ、国民等利用者のニーズを踏まえ、一つの目的を達成するために必要な関連する手続を一括して行えるワンストップサービス機能を整備する。また、

e-Gov と関係機関の電子申請システムとも連携する総合的なワンストップサービスの仕組みを整備する。

総合的なワンストップサービスの実現に向け、2003 年度（平成 15 年度）末までに、システム形態、各機関との連携方法、運用方法等の課題について検討を行い、整備方針を策定する。

なお、総務省、経済産業省における調査研究成果を踏まえ、上記整備方針の中で、民間事業者（電話会社、ガス事業者、金融機関等）への手続をも含めたワンストップサービスについての基本的な考え方を整理する。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

（１）行政ポータルサイトの整備、充実

e-Gov 及び各府省のホームページについて、「行政組織単位による一方向の情報提供」から「利用者の視点に立った行政情報・サービスの提供」へ移行するため、その機能、役割分担等を見直し、ワンストップサービス、政府全体として分かりやすい情報の提供、国民等からの政策提言の一元的な受付等を行う新たな行政ポータルサイトとして、2005 年度（平成 17 年度）末までに整備する。このため、2003 年度（平成 15 年度）においては、以下の取組を実施する。

国民生活や企業活動に密着した申請・届出等手続を含めた案内が行えるよう、各府省は手続案内の対象を法令に基づくすべての手続に拡大するとともに、総務省は申請・届出等の件数が多いものなど主要な手続を対象として、e-Gov の手続案内メニューを見直し、個人・企業別、ライフイベント及びサービス分野別のメニュー体系に再構成する。

各府省は、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」（2001 年（平成 13 年）3 月 29 日行政情報化推進各省庁連絡会議了承。2002 年（平成 14 年）7 月 30 日改定）に基づき、引き続き行政情報の提供内容の充実等を推進するとともに、各府省の手続案内情報、組織・制度概要、パブリックコメント等については、e-Gov において政府全体として分かりやすく体系的に、かつ一元的に提供することとし、総務省は、各府省が必要な情報を登録・更新・提供する機能を整備する。

国民等が府省を意識することなく政策に対する提言を行えるようにするため、総務省は、e-Gov に、提言を一元的に受け付け、所管府省へ配信する機能を整備する。

国民等利用者の視点に立って、政府として行政ポータルサイトの統一性を確保するためのコンテンツ及びデザインに関する基準、e-Gov から一元的な情報提供を行うための関係機関及び民間事業者との連携等の方策について検討を行い、2003 年度（平成 15 年度）末までに、2（2）の整備方針を含め、行政ポータルサイトの整備方針として策定する。

（2）マルチアクセス環境の整備（アクセス手段の多様化への対応）

e-Gov、各府省のホームページや電子申請システム等の国民等利用者と行政との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、マルチアクセス環境の整備を推進するため、各府省は、以下の取組を実施する。

高齢者や障害者を含めて誰もが容易に利用できるシステムとするため、行政情報の提供について、「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」に沿って、音声や画像で表示されるコンテンツには代替手段を提供するなど各府省のホームページから提供される行政情報の分かりやすさと利便性の向上を進める。また、特定の府省において、容易にオンラインによる手続を可能とする取組を先行的に進めるとともに、その成果を踏まえ、各府省間の整合性を図りつつ、各府省において所要の措置を講ずる。

電子的なアクセス手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を図るため、国の出先機関の施設はもとより、地方公共団体等との連携協力を図りつつ、地方公共団体の施設（公民館、図書館等）、郵便局、学校等国民に身近な施設から容易かつ安全にアクセスすることができるよう必要な環境の整備を進める。

携帯端末、携帯電話等の普及による利用者のアクセス手段の多様化に対応するため、行政情報の提供について、システム、コンテンツの見直しを進める。また、電子申請システムについて、技術動向を踏まえつつ多様な OS（オペレーティングシステム）に対応できるよう検討を進める。

また、利用者の視点に立ったサービスの向上を図るため、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等についての相談・案内に関し、各府省を意識させることなく、総合的・横断的に対応するための体制・仕組み（総合コンタクトセンター（仮称））について、2005年度（平成17年度）末を目途として整備することとし、2003年度（平成15年度）末までに、その具体的機能・役割、位置付け、各府省の役割分担等について検討し、整備方針を策定する。

なお、当面、各府省は、利用者からのシステムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口を整備し、的確に対応する。

ＩＴ化に対応した業務改革

政府は、電子情報を原則とする行政運営を実現し、行政運営の簡素化・効率化を推進するため、行政事務のＩＴ化に取り組んできたところである。

しかしながら、これまでの取組は、既存の業務及び制度を前提としたものにとどまっており、ＩＴ導入に当たって、制度面・運用面からの業務プロセスの見直し、さらに見直しに基づいた新たな業務プロセスに対応したシステムの構築・運用に関する取組は不十分なものとなっている。

また、情報システムの整備についても、各府省に共通する業務、類似の業務に関して各府省において制度との整合性は図りつつも、区々にシステムの整備・運用が行われているなど、ＩＴ導入による業務・システムの最適化が十分に図られているとは言い難い状況にある。

なお、業務・システムの最適化に当たっては、可能な限り、アウトソーシング（外部委託）するという視点が不可欠であり、今後一層その推進を図っていくことが必要である。

このため、政府として、ＩＴ導入による業務・システムの最適化による効率化・合理化を戦略的、横断的に推進するため、以下の取組を推進する。

１ 業務・システムの最適化による効率化・合理化の推進

（１）内部管理業務の業務・システムの最適化

行政機関内部における各種行政事務に係る手続及び業務プロセスについて、制度見直し、ＩＴの活用、民間ノウハウの活用等を図り、業務・システムを最適化し、その効率化・合理化を推進する。

人事・給与等業務

人事・給与等業務については、別添の「人事・給与等業務の電子化に関する基本方針」において示されたシステム整備に関する役割分担、システム整備方針のほか、業務分析結果を踏まえ、業務プロセスや制度の見直しの方向性、他システムとのデータの連携等を内容とする「内部管理業務の業務見直し方針（仮称）」を2003年度（平成15年度）早期に策定する。

人事院、総務省及び財務省は、上記「人事・給与等業務の電子化に関する基本方針」及び「内部管理業務の業務見直し方針（仮称）」に基づき、2004年度（平成16年度）末までに人事・給与情報システムの主要な部分を整備するとともに、各府省は、2005年度（平成17年度）以降同システムを導入する。

官房基幹業務

人事・給与等業務以外の官房基幹業務（物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費、共済業務）については、業務分析結果を踏まえ、システム整備に関する役割分担、システム整備方針、業務プロセスや制度の見直しの方向性、他システムとのデータの連携等を内容とする「内部管理業務の業務見直し方針（仮称）」を2003年度（平成15年度）早期に策定する。

（参考） 官房基幹業務に係る業務分析結果（概要）

官房基幹業務について、活動基準原価計算（ABC）手法により、業務フロー、業務内容等を分析した結果、以下のような課題等がみられた。

紙媒体による業務処理

）業務処理過程において情報の再利用ができず、重複作業が発生
例：支払決議において、情報の再利用ができず、同じ内容を転記している。

）電子的チェックが可能なものについて、目視・手計算作業が発生

例：行政決裁に添付する予定経費内訳書等の計算結果を目視、手計算により確認を行っている。

決裁過程が多段階であるとともに、確認作業の重複が発生

例：支出負担行為決議書の記載事項等について、多くの担当者が同じ項目を重複して確認作業を行っている。

（各業務の決裁階数の例）

物品調達（調達要求書決裁）	：	6段階
物品管理（重要物品の取得決裁）	：	8段階
謝金、各種手当（行政決裁）	：	15段階

補助金（交付決定決裁）	： 1 6 段階
旅費（出張命令伺）	： 8 段階
共済（振替伝票決裁）	： 4 段階
組織別に業務を実施	

例：会計事務については、各府省において類似の業務処理を行っている。

（注）本業務分析結果は、業務改革の検討を行うため、ワーキンググループ参加省庁の協力を得てサンプル調査した結果であり、全府省を対象とした調査結果ではない。

（２）共通システムの最適化

府省内・府省間において行政事務の基盤となる、府省内ネットワーク、府省間ネットワーク、電子文書交換システムその他の共通システムについて、その最適化を図るため、2003 年度（平成 15 年度）末までに、「共通システムの見直し方針（仮称）」を策定する。

（３）個別業務・システムの最適化

各府省は、2003 年度（平成 15 年度）早期に各府省個別業務・システムの体系的な整理を実施する。

上記整理の結果を踏まえ、ＣＩＯ連絡会議において、2003 年（平成 15 年）末までに政府全体の業務・システムの体系的な整理を実施するとともに、業務の最適化やシステムの統合化等の効果が大きいと見込まれる業務（主に実施業務）について、各府省に共通する業務・システム（以下「府省共通業務・システム」という。）、一部の府省に関係する業務・システム（以下「一部関係府省業務・システム」という。）及び各府省の個別業務・システム（以下「個別府省業務・システム」という。）に分類する。

府省共通業務・システム及び一部関係府省業務・システムについては、各業務・システムに係る最適化計画を策定する担当府省を決定し、2005 年度（平成 17 年度）末までのできる限り早期に、担当府省において、担当業務・システムに係る最適化計画を策定する。

個別府省業務・システムについては、2005 年度（平成 17 年度）末までのできる限り早期に、各府省において、各業務・システムに係る最適化計画を策定する。

特に、いわゆる旧式（レガシー）システムについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、旧式（レガシー）システムの抜本的

な見直しに着手することとし、各府省は、その見直しのための行動計画（アクション・プログラム）を 2003 年（平成 15 年）6 月までに策定し、公表する。

2 「業務・システム最適化ガイドライン（仮称）」の策定

業務・システムの最適化を政府全体として整合性をもって進めていくため、業務・システムの最適化に係る作業の統一的な実施手順を定めた「業務・システム最適化ガイドライン（仮称）」を 2003 年度（平成 15 年度）早期に策定し、上記 1（1）から（3）の各最適化計画の策定に活用する。

共通的な環境整備

国民の利便性・サービスの向上、IT 化に対応した業務改革など次期電子政府の構築を円滑かつ適切に実施するためには、業務・システムの最適化を強力に推進する体制を各府省及び府省全体として整備するとともに、最適な情報システムの調達、効率的な運用管理の実施等、情報システムの整備・運用管理の一層の高度化が必要である。

また、オンラインによる行政サービスの本格化に伴い、個人情報の保護対策を含む情報セキュリティ対策について、一層の充実・強化を図っていく必要がある。

さらに、我が国全体として総合的・一体的に業務・システムの最適化を推進するため、関係機関との連携協力を積極的に行う必要がある。

このため、次期電子政府構築のための各府省に共通する環境整備として、以下の取組を推進する。

1 推進体制の充実・強化

（1）各府省における推進体制の充実・強化

各府省は、府省内の業務・システムの最適化を推進するため、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）のリーダーシップの下、現行の「情報化推進委員会」等について、これまでの情報化に関する方針の策定・推進という役割に加えて、IT 化に対応した業務の見直し、情報システムの整合性確保等も担う組織として明確化し、同組織において、業務分析、情報化推進に必要な予算・執行の調整、これらの業務を担う人材の育成等を実施するものとする。

また、当該組織内に、府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定に当たりＣＩＯ及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行う者を、ＣＩＯ補佐官として配置する。ＣＩＯ補佐官には、業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有する外部専門家を充てることとし、高度な国家安全保障、治安に係る分野においては内部人材の活用を図ることとする。

（２）府省横断的な推進体制の充実・強化

府省横断的な取組の企画・調整機能を担うＣＩＯ連絡会議において、専門的知見を有し、独立性・中立性を有する外部の専門家を積極的に活用する。また、政府全体の業務・システムの最適化を推進するため、同連絡会議からの指示を受け、当該最適化作業に関し、統一的な実施手順の維持・管理や各府省共通の課題の分析・解決方法の検討を行う体制として各府省のＣＩＯ補佐官等からなる「ＣＩＯ補佐官等連絡会議（仮称）」を設置する。

２ 情報システムの整備・運用管理の高度化

（１）情報システムに係る政府調達改善

各府省は、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（２００２年（平成１４年）３月２９日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。２００３年（平成１５年）３月１９日改定）に基づき、総合評価落札方式における加算方式による評価、低入札価格調査制度の活用、競争入札参加資格の柔軟な運用、プロジェクトマネジメント手法の活用を通じた調達プロセスの適正な管理等、質の高い低廉な情報システムの調達に必要な取組を推進する。

（２）アウトソーシング（外部委託）の推進

各府省は、「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」（２０００年（平成１２年）３月３１日行政情報システム各省庁連絡会議了承）を踏まえ、引き続き、アウトソーシング（外部委託）を推進する。

（３）技術的共通課題の解決

各府省認証局が発行する官職証明書の有効期間経過後における電子公文書の真正性の確認方策、府省共通的なデータの円滑な交換、活用方策等解決が必要な各府省共通の技術的課題については、「行政情報システム関係課長連

絡会議」において統一的な解決方策等を取りまとめ、各府省における情報システムの整備、運用に的確に反映する。

3 情報セキュリティ対策等の充実・強化

(1) 情報システムの安全性・信頼性の確保

各府省は、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(2000年(平成12年)7月18日情報セキュリティ対策推進会議決定。2002年(平成14年)11月28日一部改定)に沿って、2002年度(平成14年度)に改定した情報セキュリティポリシーに基づき、安全なネットワーク設計、外部監査の実施、外部委託先の適切な管理など情報セキュリティ確保のために必要な措置を講ずる。

各府省は、情報セキュリティに関する信頼性の高い情報システムの構築を図るため、「各省庁の調達におけるセキュリティ水準の高い製品の利用方針」(2001年(平成13年)3月29日行政情報化推進各省庁連絡会議了承)に基づき、情報セキュリティに関する評価・認証を受けた製品等の利用を推進する。

各府省の情報システムの構築に当たり暗号を利用する場合には、「各府省の情報システム調達における暗号の利用方針」(2003年(平成15年)2月28日行政情報システム関係課長連絡会議了承)に基づき、客観的な評価を得た、一定水準以上の安全性・信頼性を有する暗号の利用を推進する。

国民等利用者と行政との間における安全な通信を行うために必要な電子証明書の発行及び配布の方法について、行政情報システム関係課長連絡会議において引き続き検討し、2003年度(平成15年度)早期に基本的な方針を策定する。

なお、各府省は、電子申請システムにおいて、安全な通信が行われることを利用者が確認するために必要な情報(フィンガープリント)を官報に掲載する等、必要な措置を講ずる。

(2) 個人情報保護法制の早急な整備と厳格な運用

我が国におけるIT社会の急速な進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、公的部門にふさわしい個人情報の適正な取扱いを

定める「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律案」その他関連法案の成立後、施行に向けた必要な取組を早急に進めるとともに、施行後は法の適切かつ厳格な運用を行うことにより、個人の権利利益の保護を図る。

4 関係機関との連携協力

- (1) 関係機関における所管手続のオンライン化や手続の案内等行政情報のインターネットによる提供を要請するとともに、総合的なワンストップサービスを実現するため、関係機関における電子申請システムと e-Gov との連携を図る。

特に、独立行政法人、地方公共団体等が扱う手続については、各府省において、2003 年度（平成 15 年度）末までにオンライン化実施方策の提示等の条件整備を着実に行うほか、申請・届出等の件数が多いなど国民等に身近な手続について、実施予定時期等を含めオンライン化の状況を調査し、分かりやすく公表する。また、当該調査結果を踏まえ、独立行政法人、地方公共団体等に対し必要な情報提供、助言等を行う。

- (2) 独立行政法人が行う業務については、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するものとし、所管府省は中期目標に最適化計画の策定について盛り込む等の措置を講ずる。

また、国会、裁判所が行う人事、給与等内部管理業務についても、国の行政機関の取組に準じて業務・システムの最適化を推進するよう要請する。

- (3) 国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークについては、総合行政ネットワーク（LGWAN）を可能な限り活用する。

また、国の行政機関と独立行政法人、国会、裁判所等との間においても、業務の効率化・合理化を図るためネットワーク化を推進する。

人事・給与等業務の電子化に関する基本方針

趣旨

「e-Japan 重点計画-2002」（2002 年（平成 14 年）6 月 18 日 IT 戦略本部決定）を踏まえ、本基本方針に基づき各府省共通の人事・給与等業務の電子化を推進し、もって業務の合理化・効率化を図る。

人事・給与等業務の電子化

1 人事・給与関係業務情報システム（仮称）の開発

人事・給与等業務の合理化を図るシステムを効率的に整備するため、人事院、総務省及び財務省は、連携協力して、各府省と連絡調整しつつ、人事管理、給与管理、職員からの届出・申請の処理及び各府省が共同利用できるデータベースへの登録等の諸機能を一体化した人事・給与関係業務情報システム（仮称。以下「人事・給与情報システム」という。）を開発する。

2 人事・給与情報システムの機能

人事・給与情報システムは、以下の各システムと機能を基本に構築する。

(1) 各府省が利用する情報システム

職員情報データベース

人事記録、職員からの届出・申請事項その他の人事・給与等業務に必要な情報を一元的に管理し、同一事項の重複入力・処理を不要とする機能。

なお、各府省間異動者のデータ交換等を可能とする機能も併せ持つものとする。

人事管理事務システム

職員情報データベースのデータを基に、人事異動候補者を検索し、人事異動案を作成するとともに、人事異動通知書や人事記録を自動作成するなど、人事管理事務を支援する機能。

給与管理事務システム

職員情報データベースのデータを基に、職員の給与支給額、退職手当額等を計算するなど、給与等の事務を支援する機能。

届出・申請処理システム

扶養親族届、住居届等の職員からの届出・申請を受付から認定まで一貫して処理し、その結果を職員情報データベースに自動的に反映させる機能。

(2) 各府省間で共同利用する人事情報共通データベース

各府省が共同利用できるデータベースとして、国家公務員給与等実態調査等の各種調査の基礎資料の作成及び各種調査結果の利用の効率化・高度化や人事に関する情報の共有・活用を図る機能。

3 人事・給与等業務に係る制度・運用の見直し

- (1) 人事・給与情報システムの開発に併せ、人事・給与等業務の処理手順や業務量を分析し、業務の遂行のために義務付けられている書面の記載・記録内容、様式等の簡素化を図るとともに、決裁等の事務処理の簡素化等により、人事・給与等業務の合理化・効率化を図る。
- (2) 各府省は、給与の支給について、職員の協力を得て、全額振込化を推進し、その過程にあっても支給事務の簡素化に資するよう工夫する。

4 人事・給与情報システムの開発に当たっての留意事項

システム開発に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 利用する各府省におけるカスタマイズが極力不要となること。
- (2) 共済システム、官庁会計事務データ通信システム（^{アダムス}ADAMS）等関連するシステムとの連携を図ること。
- (3) 公務員制度改革等の推進状況を踏まえること。

5 人事・給与情報システムの開発スケジュール

人事・給与情報システムは、主要な部分の開発を 2004 年度（平成 16 年度）末までに完了し、運用開始は 2005 年度（平成 17 年度）を目途とする。

人事・給与情報システムの導入・運用

1 導入

- (1) 各府省は、業務の合理化、効率的なシステム整備、各府省間のシステムの整合性・連携確保の観点から、人事・給与等業務に関する既存システムの更新時等の機会に、順次、人事・給与情報システムの導入を図るものとする。
- (2) 人事院、総務省及び財務省は、連携協力して、各府省における人事・給与情報システムの導入を推進する。
- (3) 人事院及び総務省は、各府省と連絡調整しつつ、人事・給与情報システムが全府省において導入されるまでの措置として、府省ごとに異なるシステム間でも、主要な人事情報についてデータ交換できる機能を開発する。

2 運用

- (1) 人事・給与情報システムの運用に当たっては、「情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(2000年(平成12年)7月18日情報セキュリティ対策推進会議決定。2002年(平成14年)11月28日一部改定)に基づいて各府省において定められた情報セキュリティポリシーを遵守する。
- (2) 最新の情報通信技術や各府省におけるシステムの運用の実態を踏まえ、随時、システムの機能向上を図る。
- (3) 給与改定、制度改正、情報通信技術の進展等に伴い必要となるシステムの改修を人事院及び総務省において集中的に行うことにより、各府省におけるシステム管理の負担を軽減する。